

要介護状態区分・所得段階別 利用料金表（ユニット型個室）

（令和6年8月1日現在）

1 割

【介護保険負担割合が1割の場合】

要介護3

（単位：円）

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担の合計(1日)	(1割負担)科学的介護推進体制加算(I)/(月)	(A)1割負担の合計(30日の場合)	(B)介護職員等処遇改善加算(I)(30日の場合)	全額自己負担		自己負担の合計(1日)	(E)自己負担の合計(30日の場合)	1ヶ月(30日の場合)の合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
	基本サービス費	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	サービス提供体制強化加算(II)	夜勤職員配置加算(II)					食費	居住費			
第1段階	815	4	8	18	18	863	40	25,930	3,630	300	880	1,180	35,400	64,960
第2段階	815	4	8	18	18	863	40	25,930	3,630	390	880	1,270	38,100	67,660
第3段階①	815	4	8	18	18	863	40	25,930	3,630	650	1,370	2,020	60,600	90,160
第3段階②	815	4	8	18	18	863	40	25,930	3,630	1,360	1,370	2,730	81,900	111,460
第4段階	815	4	8	18	18	863	40	25,930	3,630	1,445	2,066	3,511	105,330	134,890

要介護4

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担の合計(1日)	(1割負担)科学的介護推進体制加算(I)/(月)	(A)1割負担の合計(30日の場合)	(B)介護職員等処遇改善加算(I)(30日の場合)	全額自己負担		自己負担の合計(1日)	(E)自己負担の合計(30日の場合)	1ヶ月(30日の場合)の合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
	基本サービス費	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	サービス提供体制強化加算(II)	夜勤職員配置加算(II)					食費	居住費			
第1段階	886	4	8	18	18	934	40	28,060	3,928	300	880	1,180	35,400	67,388
第2段階	886	4	8	18	18	934	40	28,060	3,928	390	880	1,270	38,100	70,088
第3段階①	886	4	8	18	18	934	40	28,060	3,928	650	1,370	2,020	60,600	92,588
第3段階②	886	4	8	18	18	934	40	28,060	3,928	1,360	1,370	2,730	81,900	113,888
第4段階	886	4	8	18	18	934	40	28,060	3,928	1,445	2,066	3,511	105,330	137,318

要介護5

	介護保険給付の対象(1割負担)					1割負担の合計(1日)	(1割負担)科学的介護推進体制加算(I)/(月)	(A)1割負担の合計(30日の場合)	(B)介護職員等処遇改善加算(I)(30日の場合)	全額自己負担		自己負担の合計(1日)	(E)自己負担の合計(30日の場合)	1ヶ月(30日の場合)の合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
	基本サービス費	看護体制加算(I)	看護体制加算(II)	サービス提供体制強化加算(II)	夜勤職員配置加算(II)					食費	居住費			
第1段階	955	4	8	18	18	1,003	40	30,130	4,218	300	880	1,180	35,400	69,748
第2段階	955	4	8	18	18	1,003	40	30,130	4,218	390	880	1,270	38,100	72,448
第3段階①	955	4	8	18	18	1,003	40	30,130	4,218	650	1,370	2,020	60,600	94,948
第3段階②	955	4	8	18	18	1,003	40	30,130	4,218	1,360	1,370	2,730	81,900	116,248
第4段階	955	4	8	18	18	1,003	40	30,130	4,218	1,445	2,066	3,511	105,330	139,678

※端数処理の関係上、実際の金額と若干異なる場合があります。

2 割

【介護保険負担割合が2割の場合】

(単位：円)

	介護保険給付の対象(2割負担)					2割負担の合計(1日)	(2割負担) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(/月)	(A) 2割負担の合計(30日の場合)	(B) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(30日の場合)	全額自己負担		自己負担の合計(1日)	(E) 自己負担の合計(30日の場合)	1ヶ月(30日の場合)の合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
	基本サービス費	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)					食費	居住費			
要介護3	1,630	8	16	36	36	1,726	80	51,860	7,260					164,450
要介護4	1,772	8	16	36	36	1,868	80	56,120	7,857	1,445	2,066	3,511	105,330	169,307
要介護5	1,910	8	16	36	36	2,006	80	60,260	8,436					174,026

3 割

【介護保険負担割合が3割の場合】

(単位：円)

	介護保険給付の対象(3割負担)					3割負担の合計(1日)	(3割負担) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)(/月)	(A) 3割負担の合計(30日の場合)	(B) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(30日の場合)	全額自己負担		自己負担の合計(1日)	(E) 自己負担の合計(30日の場合)	1ヶ月(30日の場合)の合計(A)+(B)+(C)+(D)+(E)
	基本サービス費	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)					食費	居住費			
要介護3	2,445	12	24	54	54	2,589	120	77,790	10,891					194,011
要介護4	2,658	12	24	54	54	2,802	120	84,180	11,785	1,445	2,066	3,511	105,330	201,295
要介護5	2,865	12	24	54	54	3,009	120	90,390	12,655					208,375

※端数処理の関係上、実際の金額と若干異なる場合があります。

その他の費用	介護保険給付の対象	①外泊時費用	【1割】 246円/日 【2割】 492円/日 【3割】 738円/日	③療養食加算	【1割】 6円/回 【2割】 12円/回 【3割】 18円/回	①病院または診療所への入院を要した場合、及び居宅における外泊を行った場合、1月に6日を限度として算定。 ②入居した日から起算して30日以内の期間、及び30日を超える入院後に再入居した場合も算定。 ③医師の指示に基づいて、通常のメニューの他に、厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合に算定。 ④入居初日に限り算定。
		②初期加算	【1割】 30円/日 【2割】 60円/日 【3割】 90円/日	④安全対策体制加算	【1割】 20円/回 【2割】 40円/回 【3割】 60円/回	
	全額自己負担	理美容代(1,500円/回)・特別な食事の提供・レクリエーションや行事などにおける、通常とは違う特別な活動費・医療費負担(嘱託医の往診や外来受診による診察代・薬代等)に関しては、それに要した費用について実費相当の負担を頂きます。				

※1. 『所得段階』（低所得者に対する食費・居住費の限度額措置）について

『所得段階』とは、低所得者に対する、所得・預貯金額に応じた食費・居住費の限度額措置のことで、介護保険負担限度額認定証による所得段階のことを指します。

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方については、その所得段階に応じて、食費及び居住費をご請求させていただきます。

(単位：円)

区分	対象者		食費	居住費	自己負担額 合計(日額)
第1段階	生活保護受給者		300	880	1,180
	世帯全員 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者			
公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万円以下		預貯金等単身650万円・夫婦1,650万円以下			
公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が80万円超120万円以下		預貯金等単身550万円・夫婦1,550万円以下			
公的年金等収入金額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額が120万円超		預貯金等単身500万円・夫婦1,500万円以下			
第2段階		390	880	1,270	
第3段階①		650	1,370	2,020	
第3段階②		1,360	1,370	2,730	
第4段階 (基準費用額)	上記以外の方		1,445	2,066	3,511

※2 『高額介護サービス費』について

介護保険の自己負担額の1ヶ月分の合計金額が高額になった場合、所得等に応じた上限額を超えた額については、申請により『高額介護サービス費』として後日払い戻されます。

(単位：円)

区分	自己負担上限額（月額）
生活保護を受給している方等	15,000（世帯）
前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	15,000（個人）
	24,600（世帯）
世帯の全員が市町村民税非課税	24,600（世帯）
市町村民税課税～課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100（世帯）

※3. 「特別養護老人ホーム」への新規入居は、原則要介護3～要介護5となっておりますが、やむを得ない事情により要介護1、2の方が入居された場合
要介護1の方は基本サービス費が1日670円（2割負担の方は1,340円、3割負担の方は2,010円）、
要介護2の方は基本サービス費が1日740円（2割負担の方は1,480円、3割負担の方は2,220円）となります。
加算については、要介護度による差はありません。

※4. 利用料金表は、現時点での料金体系に基づくものです。

なお、介護報酬の改定及び施設体制の変更があった場合や、急激な経済事情や物価の変動及びやむを得ない事由がある場合相当な額に利用料金に変更になる場合がありますので、予め、ご了承ください。

※5. 介護職員等処遇改善加算(I)は、1ヶ月の介護保険給付の対象となる1割負担部分の総単位数（合計金額）に、14.0%を乗じた額（小数点以下四捨五入）になります。

（例）介護度が要介護4（1割負担）の場合 … 基本サービス費+各種加算=934円（1日） × 30日 + 40円 = 28,060円（1ヶ月の1割負担の合計金額）
 $28,060円 \times 140 \div 1,000 = 3,928円$ （介護職員等処遇改善加算）

お問合せについて

入所申込みや利用料金等に関するお問い合わせは、下記にご連絡ください。また、見学やご不明な点、施設の詳細等につきましても随時受け付けておりますので、ご遠慮なくお問い合わせください。

特別養護老人ホームはしうら

電話：0225-25-7820 FAX：0225-25-7821

担当：今野（生活相談員）